○国土交通省告示第八百二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十七年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
AMMAN OFFICE（アンマン事務所）	Al-wakalat Street, Sweifieth Area, Amman, HASHEMITE KINGDOM OF JORDAN

(二)　閉鎖年月日　平成二十七年五月二十五日

二　バルセロナ事務所の新設

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
BARCELONA OFFICE（バルセロナ事務所）	Complejo Empresarial WTCB Moll de Barcelona S／N Edificio Nord, Planta 7, Modulo 711-712, 08039 Barcelona, SPAIN

(二)　新設年月日　平成二十七年六月十九日

三　ビルバオ事務所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	BILBAO OFFICE（ビルバオ事務所）
変更後	BARCELONA OFFICE BILBAO SUB-OFFICE（バルセロナ事務所ビルバオ出張所）

(二)　変更年月日　平成二十七年六月十九日

四　ビルバオ事務所ラスパルマス出張所の廃止

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
BILBAO OFFICE LAS PALMAS SUB-OFFICE（ビルバオ事務所ラスパルマス出張所）	Calle Franchy y Roca 5-5-12, Las Palmas de Gran Canaria, Canary Islands 35007, SPAIN

(二)　廃止年月日　平成二十七年六月十九日

五　マニラ事務所バタンガス出張所の閉鎖

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
MANILA OFFICE BATANGAS SUB-OFFICE（マニラ事務所バタンガス出張所）	National Hi-way, cor. M. Castillo St., San Roque, Bauan, Batangas, REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

(二)　閉鎖年月日　平成二十七年六月三十日

六　ホーチミン事務所ニャチャン出張所の閉鎖

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
HO CHI MINH OFFICE NHA TRANG SUB-OFFICE（ホーチミン事務所ニャチャン出張所）	40 Tran Phu, Vinh Nguyen, Nha Trang, Khanh Hoa, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM

(二)　閉鎖年月日　平成二十七年六月三十日

七　チッタゴン事務所ダッカ出張所の変更

(一)　事務所の所在地の変更

変更前	Road#5, Defence Officers Housing Society (DOHS), Mirpur, Dhaka 1216, PEOPLE'S REPUBLIC OF BANGLADESH
変更後	70 Bir Uttam CR Dutta Road Dhaka-1205, PEOPLE'S REPUBLIC OF BANGLADESH

(二)　変更年月日　平成二十七年七月一日

○国土交通省告示第八百二十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十七年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
AMMAN OFFICE（アンマン事務所）	Al-wakalat Street, Sweifieth Area, Amman, HASHEMITE KINGDOM OF JORDAN

(二)　閉鎖年月日　平成二十七年五月二十五日

二　バルセロナ事務所の新設

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
BARCELOA OFFICE（バルセロナ事務所）	Complejo Empresarial WTCB Moll de Barcelona S／N Edificio Nord, Planta 7, Modulo 711-712, 08039 Barcelona, SPAIN

(二)　新設年月日　平成二十七年六月十九日